

平成30年度予算見積調書

課室名: 社会福祉課
 担当名: 生活困窮者支援担当
 内線: 3271 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B15	生活困窮者自立支援事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業費		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	生活困窮者自立支援法第1条・第4条・第5条・第10条(義務)、第6条(任意)		宣言項目	06 次代を担う人財育成			
					分野施策	020415 生活の安心支援			
1 事業の概要			5 事業説明						
(1) 生活困窮者自立相談支援等事業 現に生活に困窮し、生活保護となるおそれのある生活困窮者に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 (2) 学習支援事業 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象に学習支援を実施し、貧困の連鎖を断つ。			(1) 事業内容 ア 自立相談支援等事業 103,088千円 町村の生活困窮者に対し、以下の事業を実施する。 (ア) 自立相談支援事業(相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える課題に応じた自立支援等を実施) (イ) 住居確保給付金(離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し一定期間家賃相当額を支給) (ウ) 就労準備支援事業(直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し職業訓練や就労体験を提供) (エ) 家計相談支援事業(生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援) (オ) 一時生活支援事業(住居のない生活困窮者に一時的な宿泊場所と衣食を提供) イ 学習支援事業 71,215千円 町村の生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生に学習支援を実施する。 ・学習支援員を配置して、家庭訪問により相談支援を行う。 ・学習教室を設置して学習指導を行い、高校進学・中退防止の支援を行う。 (2) 事業計画 ア 自立相談支援等事業・学習支援事業 委託により実施 イ 市への支援 行政職員及び支援員の資質向上研修や、学生ボランティアの募集など広域で行うべき業務を県が実施 (3) 事業効果 ア 自立相談支援等事業 町村の生活困窮者950人に自立支援を実施し、困窮状態の早期脱却を支援する。 イ 学習支援事業 学習教室に参加した生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生の高校進学率を98%とする。 学習教室に参加した生活困窮世帯及び生活保護世帯の高校生の中退率を3%とする。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 ア 生活困窮者の発見のため、福祉事務所、市町村社協、社会福祉法人、医療機関等の関係機関と積極的に情報交換 イ 学習支援に大学生ボランティアの協力を得る						
2 事業主体及び負担区分									
自立相談支援事業・住居確保給付金(国3/4・県1/4) 就労準備支援事業・一時生活支援事業(国2/3・県1/3) 家計相談支援事業・学習支援事業(国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
地方交付税(単位費用) (細目) 生活困窮者自立支援費 (細節) 生活困窮者自立支援費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
本庁 9,500千円×1.3人=12,350千円 地域 9,500千円×0.5人= 4,750千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	174,303	国庫支出金	110,109	諸収入	3			64,191	△5,803
前年額	180,106		113,732	160				66,214	